

## 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電等)に対する課税標準の特例について

一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備を取得した場合、固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準額が軽減されます。なお、平成30年度税制改正に伴い、特例対象資産の要件が変更されました。

### ア 特例適用の要件

- ・ 発電出力**10kW以上**の太陽光発電設備であること。(事業の用に供する資産)
- ・ **平成24年5月29日～平成28年3月31日までの間**に新たに取得されたものであること。
- ・ 固定価格買取制度の認定を受けている設備であること。

### イ 特例率

固定資産税の課税標準を、**3年間2/3に軽減**

### ウ 提出資料

- ・ 経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備認定通知(写)

※現在終了

## 【税制改正後】(太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス) 下記条件

### ア 特例適用の要件

- ・ 太陽光発電出力**1,000kW未満**・風力発電出力**20kW以上**
- ・ 水力発電出力**5,000kW以上**・地熱発電出力**1,000kW未満**・
- ・ バイオマス発電出力**10,000kW以上20,000kW未満**
- ・ **平成30年4月1日～令和2年(2020年)3月31日までの間**に新たに取得されたものであること。
- ・ 固定価格買取制度の認定を受けていない自家消費型の設備(**再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているものに限る**)であること。

### イ 特例率

**2/3**

### ウ 提出資料

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」(写)

【税制改正後】（太陽光・風力）下記条件

ア 特例適用の要件

- ・ 太陽光発電出力**1,000kW以上**・風力発電出力**20kW未満**
- ・ **平成30年4月1日～令和2年（2020年）3月31日までの間**に新たに取得されたものであること。
- ・ 固定価格買取制度の認定を受けていない自家消費型の設備（**再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているものに限る**）であること。

イ 特例率

**3/4**

ウ 提出資料

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」（写）